

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成21年
8月11日
(火曜日)

目次

告示

自然公園法第七条第四項の規定による公園事業の決定(二件)(自然保護課).....一

山口県立自然公園条例第七条第一項の規定による公園事業の廃止(自然保護課).....一

生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課).....二

生活保護法の規定に基づく指定介護機関の廃止の届出(厚政課).....二

生活保護法の規定に基づく介護機関の指定(四件)(厚政課).....二

保安林予定森林(森林整備課).....三

山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示の一部改正(会計課).....四

公告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(二件)(県民生活課).....四

山口県労働委員会の委員の任命(労働政策課).....五

開発行為に関する工事の完了(建築指導課).....五

監査公表

監査公表(二件).....五



山口県告示第三百二十二号

自然公園法(昭和三十三年法律第六十一号)第七条第四項の規定により、西中国山地国定公園に関する公園事業の一部を決定した。

その概要は、次のとおりである。

事業の位置を表示した図面は、山口県環境生活部自然保護課、山口県岩国農林事務所及び岩国市錦総合支所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年八月十一日

山口県知事 二井 関成

公園名	事業名	位 置	規 模
西中国山地 国定公園	寂地峡歩道 事業	岩国市錦町宇佐(寂地峡)から 同市錦町宇佐(寂地峡)まで	歩道 五五〇メートル

山口県告示第三百二十三号

自然公園法(昭和三十三年法律第六十一号)第七条第四項の規定により、北長門海岸国定公園に関する公園事業の一部を決定した。

その概要は、次のとおりである。

事業の位置を表示した図面は、山口県環境生活部自然保護課、山口県下関農林事務所及び長門市経済振興部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年八月十一日

山口県知事 二井 関成

公園名	事業名	位 置	規 模
北長門海岸 国定公園	青海島野営 場事業	長門市仙崎(紫津浦)	炊事棟 二三平方メートル

山口県告示第三百二十三号

山口県立自然公園条例(昭和三十五年山口県条例第二十五号)第七条第一項の規定により、羅漢山県立自然公園に関する公園事業の一部を廃止した。

その概要は、次のとおりである。

事業の位置を表示した図面は、山口県環境生活部自然保護課、山口県岩国農林事務所及び岩国市錦総合支所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年八月十一日

山口県知事 二井 関成

公園名	事業名	位 置	規 模
羅漢山県立自然公園	法華山スキー場事業	岩国市錦町宇佐郷(法華山)	リフト 三三メートル

山口県告示第三百二十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十一年八月十一日

山口県知事 二井 関 成

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
はりま歯科クリニック	山口市矢原町七番八号	平成二、五、八
桜薬局	鰐石町六番二七号	七、一
緑町薬局	防府市緑町一丁目三番一九号	" "
みつば薬局	山陽小野田市掃山二丁目三四番七号	" "

山口県告示第三百二十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり介護機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十一年八月十一日

山口県知事 二井 関 成

居宅介護事業者 氏名又は名称	住所又は主たる事務所 の所在地	居宅介護事業所 名称	事業の 種類	廃止年月日
常盤薬品株式会社	宇部市大字妻崎開作八六〇の一	常盤薬品株式会社介護センター	福祉用具貸与	平成二、五、三一

特定福祉用具販売事業者 名称	主たる事務所 の所在地	特定福祉用具販売事業所 名称	所在地	廃止年月日
常盤薬品株式会社	宇部市大字妻崎開作八六〇の一	常盤薬品株式会社介護センター	宇部市大字妻崎開作八六〇の一	平成二、五、三一

介護予防事業者 氏名又は名称	住所又は主たる事務所 の所在地	介護予防事業所 名称	事業の 種類	廃止年月日
常盤薬品株式会社	宇部市大字妻崎開作八六〇の一	常盤薬品株式会社介護センター	介護予防福祉用具貸与	平成二、五、三一

特定介護予防福祉用具販売事業者 名称	主たる事務所 の所在地	特定介護予防福祉用具販売事業所 名称	所在地	廃止年月日
常盤薬品株式会社	宇部市大字妻崎開作八六〇の一	常盤薬品株式会社介護センター	宇部市大字妻崎開作八六〇の一	平成二、五、三一

山口県告示第三百二十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十一年八月十一日

山口県知事 二井 関 成

居宅介護事業者 氏名又は名称	住所又は主たる事務所 の所在地	居宅介護事業所 名称	事業の 種類	指定年月日
財団法人防府消化器病センター	防府市駅南町一四番三三三号	財団法人防府消化器病センター	訪問看護	平成二、四、一

サンキ・ウエ
ルビイ株式会社
広島市西区商
工センター六
丁目一番一
号
サンキ・ウエ
ルビイ小規模
多機能セン
ター周南
一
米三五〇三の
小規模
多機能
型居宅
介護
平成二一、
"、
"

山口県告示第三百二十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、
介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十一年八月十一日

山口県知事 二井 関成

居宅介護支援事業者 名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所 名 称	所在地	指定年月日
合同会社 縁	岩国市平田五丁目五〇番一四号	縁介護支援事業所	岩国市平田五丁目五〇番一四号	平成二〇、五、一

山口県告示第三百二十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、
介護扶助のための施設介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十一年八月十一日

山口県知事 二井 関成

介護老人保健施設 名称	所在地	指定年月日
介護療養型老人保健施設 和の里	山口市下小鯖一五二二	平成二二、四、一

山口県告示第三百二十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、
介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十一年八月十一日

山口県知事 二井 関成

介護予防事業者 氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	介護予防事業所 名称	所在地	事業の種類	指定年月日
財団法人防府消化器病センター	防府市駅南町一四番三三三号	財団法人防府消化器病センター 防府胃腸病院	防府市駅南町一四番三三三号	介護予防訪問看護	平成一八、四、一

山口県告示第三百三十号

森林法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、
保安林を次のように指定する予定である。

平成二十一年八月十一日

山口県知事 二井 関成

一 保安林予定森林の所在場所
下関市豊田町大字一ノ俣字なめらが浴五〇六の一、五〇六の二、五三四の二

二 指定の目的
水源のかん養

三 指定施設要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。
下関市豊田町大字一ノ俣字なめらが浴五〇六の一・五〇六の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、下関市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び下関市農林水産部農林整備課に備え置いて縦覧に供する。)

一 保安林予定森林の所在場所
宇部市大字如意寺字岸高一の一の、字蔵本一一八の一から一一八の三まで、字明

三

城二六四、字毛無田二八九、二九一の一、字蔵ノ下二九五

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、宇部市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び宇部市経済部農林水産課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三百三十一号

山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示(昭和四十一年山口県告示第四百六十六号)の一部を次のように改正する。

平成二十一年八月十一日

山口県知事 二井 関 成

一の表中

社 三和企業株式会社	開作八七二の一	大字妻崎	校 西日本自動車学	開作九三四の一	大字妻崎	平成一〇、一
社 三和企業株式会社	開作八七二の一	大字妻崎	校 西日本自動車学	開作九三四の一	大字妻崎	平成一〇、一
園 学校法人宇部学	丁目一二番一八	西琴芝二	学 校 宇部中央自動車	丁目八番三一号	西琴芝一	平成二二、一

を
に改め



(二五三) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書は、平成二十一年九月十五日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県宇部県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十一年八月十一日

山口県知事 二井 関 成

一 申請のあった年月日

平成二十一年七月十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人やまぐち健康福祉ネットワーク機構
代 表 者 の 氏 名 奥田 昌之
主たる事務所の所在地 宇部市東小串一丁目一番三六号

(二五四) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成二十一年九月二十四日までの間、山口県環境生活部県民生活課において公衆の縦覧に供します。

平成二十一年八月十一日

山口県知事 二井 関 成

一 申請のあった年月日

平成二十一年七月二十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人学生耕作隊
代 表 者 の 氏 名 齊藤 祐子
主たる事務所の所在地 山口市穂積町五番三四号

(二五五) 山口県労働委員会の委員の任命

労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第十九条の十二第三項の規定により、平成二十一年八月一日山口県労働委員会の委員を次のとおり任命しました。

平成二十一年八月十一日

区 分	氏 名	職 名
山口県知事	二 井 関 成	
使用者委員	坂 田 守	宇部興産海運株式会社相談役

(二五六) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十一年八月十一日

- | 一 | 開発区域に含まれる地域の名称 | 山口県知事 | 二 井 関 成 |
|---|------------------|-------|---------|
| | 下松市瑞穂町二丁目 | | |
| 二 | 開発許可を受けた者の住所及び氏名 | | |
| | 岡徳市瀬穂区三瀬一丁目 | | |
| | 三和土地建物株式会社 | | |

**監査公表第7号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第12項の規定により、次のとおり同条第4項の規定による監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、これを公表します。

平成21年 8 月 11 日

山口県監査委員	伊 藤 博
同	秋 野 哲 範

通知に係る事項

同	神 田 忠 二 郎
同	石 津 敏 樹

健康増進課

収入証紙特別会計から一般会計への繰出金の額を誤っていた平成19年度における収入証紙による歯科技工士試験等手数料の収入については、平成21年 5 月22日に適正な処理を行った（監査年月日 平成20年 9 月18日）。

教育庁教職員課

収入証紙特別会計から一般会計への繰出金の額を誤っていた平成19年度における収入証紙による教育職員免許状授与等手数料の収入については、平成21年 5 月22日に適正な処理を行った（監査年月日 平成20年 9 月19日）。

長門土木建築事務所

収入証紙特別会計から一般会計への繰出金の額を誤っていた平成19年度における収入証紙による宅地建物取引業免許申請手数料等の収入については、平成21年 5 月22日に適正な処理を行った（監査年月日 平成20年11月 6 日）。

監査公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第12項の規定により、次のとおり同条第7項の規定による監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、これを公表します。

平成21年 8 月 11 日

山口県監査委員	伊 藤 博
同	秋 野 哲 範
同	神 田 忠 二 郎
同	石 津 敏 樹

通知に係る事項**医療法人愛命会**

平成18年度精神障害者社会復帰施設等運営費補助金に係る事業実績報告書において、補助対象経費とならない経費が含まれていたことにより、過大に交付されていた同補助

平成二十一年八月十一日発行

発行人

山口県知事

金については、平成20年3月31日に返還した(監査年月日 平成20年2月14日)。